

さつま町立宮之城中学校
いじめ防止基本方針



令和5年4月1日 改訂

目 次

1	いじめ防止等のために町が実施する施策	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	重大事態への対処	・ ・ ・ ・ ・ 3
3	いじめ防止基本方針 全体計画	・ ・ ・ ・ ・ 7
4	いじめに関する多様な事態への対応の流れ	・ ・ ・ ・ ・ 8
5	当該生徒の転校に伴う引継書（例）	・ ・ ・ ・ ・ 10
6	いじめ問題による不登校・不登校傾向生徒への個別支援計画 （添付資料1）	・ ・ ・ ・ ・ 11
7	いじめ問題による不登校・不登校傾向生徒への個別支援記録 （添付資料2）	・ ・ ・ ・ ・ 13

1 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 町いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 設置の趣旨

さつま町は、法第14条1項に基づき、本町におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「さつま町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

イ 構成員

構成員は、学校、教育委員会、青少年育成町民会議、警察、PTAなど、必要と認められる機関及び団体の代表者で構成する。

(2) いじめ対策専門委員会の設置

ア 設置の趣旨

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会と関係機関の下に実施されるいじめ防止対策について審議するための機関として「さつま町いじめ対策専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

イ 構成員

構成員は、専門的な知識及び経験を有する者等とし、第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。

ウ 機能

(ア) 教育委員会の諮問に応じ、法第14条第3項の規定に基づき、いじめ防止等のための有効な対策を検討するため専門的知見から審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(イ) 町立学校におけるいじめの事案において、教育委員会が、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなった場合には、専門委員会において調査を行うものとする。

(3) 町教育委員会が実施する施策

ア いじめの未然防止のための措置

(ア) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実に努める。

(イ) いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

(ウ) 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組む事への理解及び協力を求めるため、児童生徒が自主的に行う児童会や生徒会、あいさつ運動、ボランティア活動など、いじめ防止等に資する活動に対する支援を行うとともに、小・中学校において4月と9月の週を「いじめ問題を考える週間」とし、また、毎月5日を「いじめ問題を考える日」とする。

イ いじめの早期発見の措置

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査（アンケート）等の実施及びその他の必要な措置を講ずる。

ウ いじめに関する相談体制の整備及び周知

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- (ア) スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，町教育相談員の活用
- (イ) 家庭用啓発資料配布

エ いじめに関する教職員研修の充実

教職員に対し，いじめの防止等に関する研修の実施等，資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- (ア) 県総合教育センターの短期研修講座の奨励
- (イ) 教職員向け手引き等を活用した教職員への研修

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては，民間団体（ネットパトロール等）や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め，早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また，児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう，関係機関と連携して資料等を配布するなど，必要な啓発活動を実施する。

カ いじめに対する措置

町教育委員会は，法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは，必要に応じて，当該学校に対し必要な支援を行い，若しくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

町教育委員会は，学校からの報告を受けて，いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等，いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

キ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

いじめが起きた場合には，被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに，加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し，再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

いじめの中には，犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体，又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

ク 学校評価への指導

学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，そ

の実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校に対する必要な指導を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の課題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に対する必要な指導を行う。

ケ 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、町は、事務機能の強化等の学校マネジメントを担う体制の整備をはかるなど、学校運営の改善を支援する。

コ 財政上の措置

町は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

2 重大事態への対処

(1) 町教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査（法第28条）

教育委員会又は学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法等により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の意味と事態例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

○ その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

ウ 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、学校から受けた報告に基づき、重大事態の発生を町長に報告する。

エ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

教育委員会が主体となって行う場合は、次のとおりとする。

- (ア) 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合。
- (イ) 学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合。

オ 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置する機関において調査を行う。教育委員会が調査を行う際には、対策委員会を招集し、これが調査に当たる。

カ 事実関係を明確にするための調査の実施

- (ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか。
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、学校と教育委員会が事実に向き合い、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- (イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

- (ウ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

○ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できるだけ限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

キ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置が講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。教育委員会及び学校は児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活をとり戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

ク 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によ

り明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア 再調査

(ア) 重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

(イ) 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

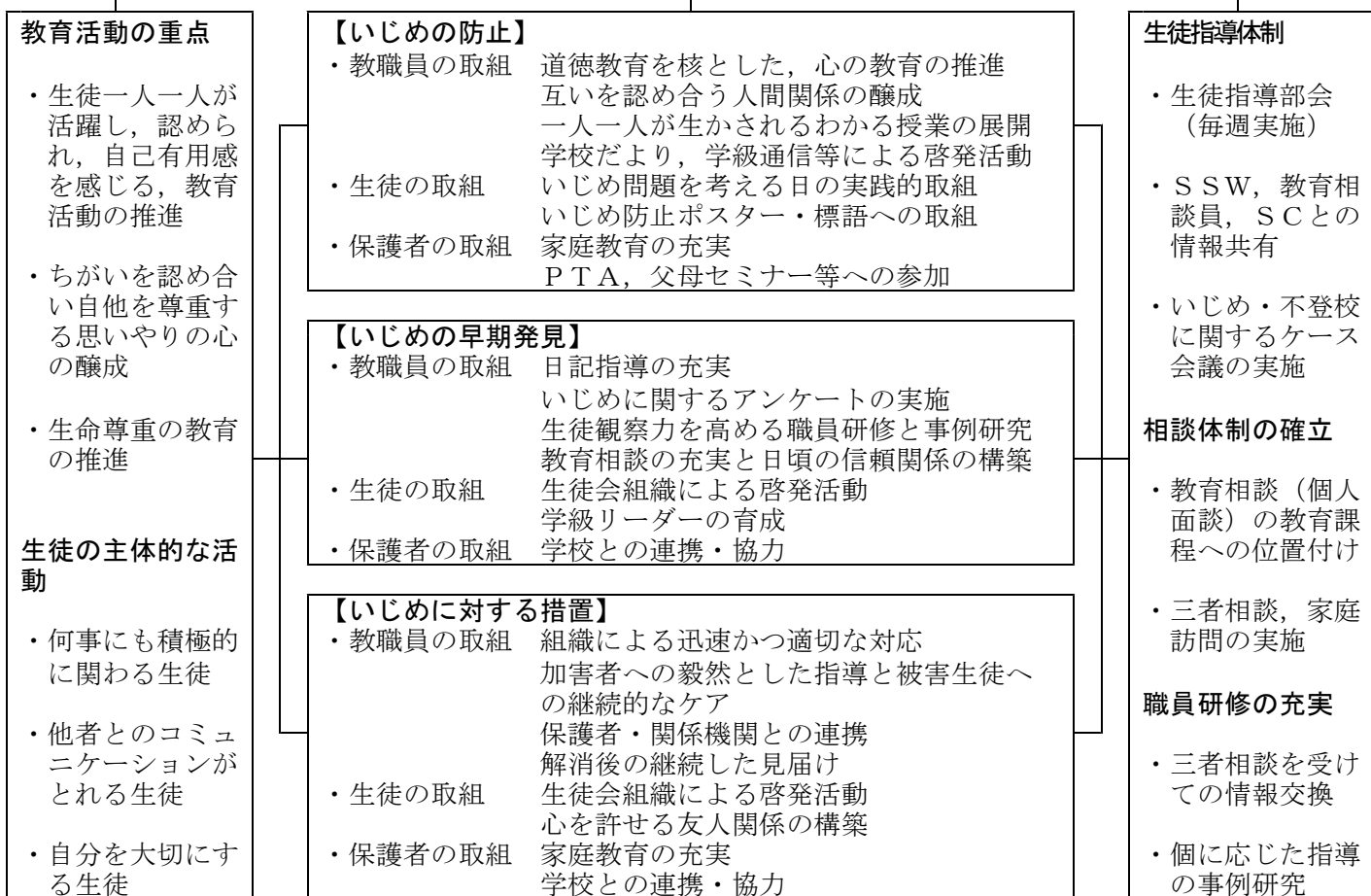
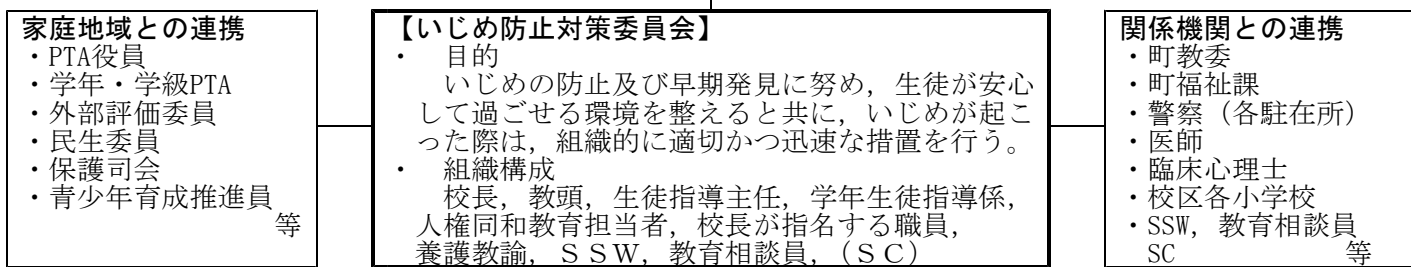
イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。内容については、この事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。。

3 いじめ防止基本方針 全体計画

学校教育目標 | 自他尊重の心をもち、自ら学び、自ら考え、たくましく自立する生徒の育成



【年間指導計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・特別活動	生徒会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討			生徒会入会式 部活動オリエンテーション	スマホ・ネット利用に関するお願い	三者相談	配慮が必要な生徒の共通理解 学校基本方針確認
5	実態に基づいた対応策の検討	QU				三者相談	三者相談後の情報交換
6	人権旬間の取り組み	学校生活に関するアンケート	いじめ問題特設授業				
7	いじめ防止対策委員会	取組評価アンケート	人権教育特設授業		PTAでの情報モラルに関する啓発 ネット活用のマナー学習	三者相談	
8	取組の検証・二学期の活動計画の検討					三者相談	町人権啓発フェスティバル
9	実態に基づいた対応策の検討	学校生活に関するアンケート					
10	「いじめ問題」を考える週間の取り組み			いじめ防止ポスター・標語作成			
11	学校生活に関するアンケート	QU				教育相談 三者相談	
12	いじめ防止対策委員会	取組評価アンケート 学校生活に関するアンケート				教育相談	人権・同和教育
1	実態に基づいた対応策の検討						
2	取組評価アンケートの実施集計	学校生活に関するアンケート				教育相談	
3	いじめ防止対策委員会 活動計画案作成	取組評価アンケート					

4 いじめに関する多様な事態への対応の流れ

事案の状況	学校の対応	さつま町教育委員会の対応
<p>※ いじめ事案に関する保護者対応のスタンスについて共通認識をもっておく。</p>		
<p>保護者から相談や要望に対しては、まずは、「十分に話を聞く（傾聴）」ことを基本姿勢とする。「相談したくてもなかなか言えない」、「学校や町教委は敷居が高い」という保護者は多い。どんな思いをもって相談してきたか、相談者の心情に十分寄り添った対応を心がける。また、丁寧な事実確認（直接の聞き取り、アンケートの実施）を行い、その上で、学校（町教委）としてどう取り組んでいくかを協議し、相談者に具体的に伝えていく。（即対応か、中期的な対応か、長期的な対応か）その際にも、相談者と丁寧に合意形成を図っていくことが大切である。</p>		
<p>いじめ事案が発生した場合</p>	<p>○ 学校の「いじめ防止基本方針」に沿って迅速かつ適切な対応を行う。</p> <p>○ 事案の状況を確認し、町教委に速やかに報告（一報）する。</p> <div data-bbox="293 801 826 1039" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※町教委への報告の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力行為（殴る、蹴る等）があった。 ・ 金品の強要があった。 ・ いじめとされる行為が一度でなく複数回（2回以上）認められた。 ・ 解決に時間がかかる可能性がある。 </div> <p>○ 学校は、具体的な調査結果を丁寧に説明し、保護者との合意形成に努める。</p>	<p>⇒ 報告</p> <p>※ 町教委は、学校からの報告を踏まえ、可能な限り状況を把握し、以下のことについて確認し指導を行う。</p> <div data-bbox="970 846 1490 1272" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの状況について（被害の状況、被害者側の心情、深刻さ、長期化の可能性等） ○ 迅速かつ適切な初期対応について改めて指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害生徒・保護者の心情への寄り添い、十分な傾聴 ・ スピーディーな対応（即日の家庭訪問、保護者への学校の取組・方針の説明、聞き取り調査の実施） ・ 調査状況、調査結果の丁寧な説明 </div> <p>⇐ 指導</p>
<p>学校が行ったいじめ事案の調査結果を被害者側が納得できなかった場合</p>	<p>○ 保護者が調査結果に納得しなかった場合は、その部分を丁寧に聞き取り、改めて調査を行うことを保護者に伝える。</p> <p>○ 学校は、状況を町教委へ速やかに報告し、今後の方針を示すとともに、指示を仰ぐ。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div data-bbox="293 1391 826 1464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再調査を実施し、改めて保護者に報告する。（理解を得るまで継続することを基本とする。）</p> </div>	<p>⇒ 報告</p> <p>※ 北薩教育事務所への報告</p> <p>※ 学校からの報告を踏まえ、以下のことについて指導を行う</p> <div data-bbox="970 1391 1490 1653" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の意見を真摯に受け止め、調査結果の不服とする部分を詳細に把握すること。 ○ 基本的に、保護者の理解を得られるまで調査を継続すること。 ○ 必要に応じて担当指導主事が調査チームに入り、調査をサポートすること。 </div> <p>⇐ 指導支援</p>
<p>被害児童生徒の精神的なダメージが大きく、長期欠席等の事態になった場合</p>	<p>○ 学校は、「重大事態」ととらえ、町教委に速やかに報告し、今後の対応等について共通理解を行う。</p> <p>○ 生徒の状況に即して、個別支援計画（添付資料1）、個別支援記録（添付資料2）を作成し、支援計画をもとに生徒に寄り添った対応を行う。</p>	<p>⇒ 報告</p> <p>※ 学校の報告を受け、重大事態と認定し、いじめ防止対策推進法、町いじめ防止基本方針に則り、第三者委員会の設置等、具体的な対応を進める。</p> <p>⇐ 指導支援</p> <p>※ 長期欠席状態を解消するため、町教育支援センターへの登校を働き掛ける</p> <p>※ 町長、北薩教育事務所への報告（事案への学校の対応状況、町教委の方針等）</p>

事案の状況	学校の対応		さつま町教育委員会の対応
いじめ事案に関して、保護者が合理的配慮を求めてきた場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者の心情に十分配慮し、学校として「対応できること」「対応が難しいことを十分精査して、保護者に丁寧に説明し合意形成を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【合理的配慮の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室、別室への登校 (○) ○ 学校職員による巡視 (○) ○ 保護者の同伴による登校 (○) ○ 気持ちを落ち着ける場の確保 (○) ○ 特別支援学級での学習 (△) ○ 特別支援教育支援員による授業 (×) </div>	<p style="text-align: center;">⇒ 相談</p> <p style="text-align: center;">← 指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 被害生徒や保護者の心情に寄り添うことを基本とし、生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、可能な限り学校としてできる対応策を示すよう指導する。 また、対応が難しい場合は、その理由についても、保護者の理解が得られるよう丁寧な説明を心がけることを指導する。
いじめにより、被害生徒が転校を申し出た場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害生徒在籍校は、被害保護者の要望、意向を町教委に報告するとともに、対応についての指示を仰ぐ。 ○ 事案に関する引き継ぎ書を作成し、当該学校間で、管理職同士、担任同士を交えて引き継ぎを行う。引き継ぎ書に関しては、保護者の同意を得た上で作成を行う。 ○ 被害生徒の受け入れ校は、転入前に保護者と面談を実施し、心理状況を踏まえた具体的な支援策について丁寧な協議を行う。 	<p style="text-align: center;">⇒ 報告</p> <p style="text-align: center;">↘ 指導</p> <p style="text-align: center;">↗ 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 事態の好転が見られない場合、加害児童生徒に対する「出席停止措置」の適用も検討する。 ※ 本来であれば、何の落ち度もない被害者が転校する必要はないが、心情等を考慮し、保護者の要望を踏まえ、避難措置として「指定校変更」の対応を取る。 ※ 担当指導主事が引き継ぎに立ち会い、必要に応じて指導・助言を行う。 ※ 可能であれば担当指導主事が面談に立ち会い、支援策について具体的な指導・助言を行う。 ※ 必要に応じてSCや臨床心理士を派遣する。(県への協力依頼)
事案が長期化し、事案に関係した職員(管理職、担任等)が異動になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事案が解決していなければ、異動後も、要請に応じて来町し、調査への協力等、事態の解決に向けて積極的に関わっていくという認識をもっておく。 ○ 事案が未解決であれば、異動の際には、被害者宅を訪問するなど、誠意をもって行動する。(管理職、担任等) ○ 管理職は後任者と確実な引き継ぎを実施する。(事案に関する引き継ぎ書を確実に作成) ○ 後任者は異動後、速やかに被害保護者と面談を行い、今後の学校の方針や被害生徒への支援策等について丁寧な説明を行う。 	<p style="text-align: center;">← 支援</p> <p style="text-align: center;">← 指導</p> <p style="text-align: center;">指導 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 関係者の異動先の市町村教委教育長へは、県教委を通じて事態の状況を説明し、必要に応じて調査への協力を得られるよう了解を得ておく。 ※ 担当指導主事が訪問に同行し、学校関係者ととも、町教委としても誠意ある行動をとる。(訪問日の確実な設定) ※ 管理職同士の直接の引継が困難な場合は、町教委が責任をもって、引継文書をもとに後任者への詳細な説明を行う。 ※ 面談に立ち会い、支援策について具体的な指導・助言を行う ※ 必要に応じてSCや臨床心理士を派遣する。(県への協力依頼)

5 当該生徒の転校に伴う引継書（例）

氏名		性別		学年		生年月日	年	月	日
保護者名		現在校		宮之城中学校		以前の学校			
転校の事由・経緯等									
当該児童生徒への支援策									
生活面	学校								
	家庭								
学習面	学校								
	家庭								
その他の配慮事項	学校								
	家庭								

6 いじめ問題による不登校・不登校傾向生徒への個別支援計画 (令和 年度 学期)

記入例

令和 年 月 日作成

学年・組	年 組	生徒名	性別	校長印										
主な活動場所 ()に○印 〔 〕に施設名	学校内 学校外	(○)相談室 ()保健室 ()その他〔 〕 (○)適応指導教室〔〇〇市教育委員会〇〇塾〕 ()民間施設(フリースクール, 自立支援施設等)〔 〕 ()その他〔 〕												
小 学 校			中 学 校											
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1学期	2学期	3学期		
出席すべき日数	198	200	201	201	201	199	指導要録(写し)か			5 7	←作成時の日数(次回			
出席日数	177	98	67	132	102	97	ら, これまで(小・			4 3	作成時は学期ごと日数と			
うち出席扱いにした日数	0	0	0	0	55	80	中)の出席状況等を			(通室40日)	する。○内数字は, 適応			
欠席日数	21	102	134	69	99	102	記入する。			1 4	指導教室等への通室日数			
家庭との協力関係に関して		発達障害傾向に関して		ひきこもり状態に関して		児童虐待に関して								
家庭訪問をしても会えない。「行きたくないなら行かなくてもいい」と話している。祖父母と連携したい。		こだわりが強い。多動で落ち着きに欠ける。 *様子や対応等を記入		家族以外とは接触しない。4月に担任が直接会って安否の確認はできた。随時確認をする。		ネグレクトの懸念があり, 市の福祉課と民生委員に相談し, 家庭へ助言をしてもらっている。継続確認必要。								
目標	家庭での様子や保健室での学習状況に十分留意し, 家庭や養護教諭と連携しながら保健室から, 教室で学習する時間が増えるようにする。(短期, 中期目標を記入する。)													
※児童生徒の状況と対応等	精神面 (心理, ストレス等)	身体面 (体力, 食欲, 睡眠等)		学習・進路面 (学力, 意欲, 目標等)		人間関係他 (教員, 友人, 親子等)								
	様子	・学校の話題になると不機嫌になり, 母親に暴言をはいたり, 物を投げつけたりしている。		・学校に行こうとすると腹痛がする。 ・昼夜の生活が逆転しがちで, 就寝時刻などが不規則である。 ・衣服や身体の汚れが目立つ。		・絵を描くのが好き。 ・保育園の先生になりたいという願いあり。 ・基礎学力が定着していない。		・現在いじめはない。 ・小3年の時, 友達からいじめを受け, 不登校になった。 ・母親から登校しないことを責められている。 ・適応指導教室で友人ができつつある。						
	当面の支援	・担任が定期的に家庭を訪問し, 友達からの手紙を届ける。		・親子で散歩等をする時間を設定させる。無理のない程度で継続させる。		・絵を描く課題を与えて, 絵の話題で語る。		・適応指導教室に通いながら図書室に登校できるようになった。 ・週に1回家庭訪問をし, 保護者と話をする。						
	①評価	・手紙を楽しみにしている反面, 登校できない焦りも見られたため, 負担にならないように期間をあげたい。		・夜, よく眠るようになり親子の会話も増えてきた。しばらくこの支援を続けていくように助言したい。		・担任に絵を進んで見せるなど, 担任と会話ができるようになってきた。好きなことを話題にしたことがよかった。		・母親の子育てに対する悩みや不安を否定をせずに聴くようにしたところ, 母親が徐々に落ち着いてきたとともに, 子どもも落ち着いてきた。						
②改善策	・当人が学校の話題を出すまで, 触れない。家庭訪問は継続。		・体力づくりについて本人の主体的計画づくりを促す。		・童話等を紹介し, 読書への関心につなげたい。		・父親とも面談をし, 父親の育児参加を促す。 ・民生委員に家庭の育児等相談にのってもらおう。							
支援チーム員	氏名等 (児童生徒との関係)	主○ 副△	役割, 支援担当者とのチームとの連携等 ※別室登校の場合は主な担当者を明確にする。						現在連携している機関名					
	〇〇 〇〇 (学級担任)	〇	家庭訪問を通して本人との信頼関係を深め, 支援方策を立てる。						民生委員, 〇〇適応指導教室, 〇〇病院					
	〇〇 〇〇 (学年主任)		担任と連携しながら家庭訪問の実施。特に保護者の不安の解消に努める。						〈保・幼・小, 小・中の連携状況〉 小6の担任に家庭訪問を同行してもらう。小3の弟も不登校であるとのことなので, 家庭への働きかけなど, 小学校と連携をする。					
	〇〇 〇〇 (国語担当)	△	相談室に登校したときの学習について, 教科担当と連携をとる。安全面の確認をする。						*現学年が小1, 小6, 中1の場合, 兄弟等も不登校の場合, 必ず記入する。					
	〇〇 〇〇 (養護教諭)		保健室での状況等, 情報交換や本人及び保護者への相談を定期的に行う。											

- ◎ 学期終了段階においては, 本様式の各欄・各項目については, 全て記入されていること。
- ◎ 学期途中で, 改善策・評価を繰り返した場合は, 適宜, 枠を増やしていく。
- ◎ 2学期以降提出の際の前学期の出席状況については, その学期の始業式から終業式までの状況を記入する。

6 いじめ問題による不登校・不登校傾向生徒への個別支援計画 (令和 年度 学期)

令和 年 月 日作成

学年・組	年 組	生徒名		性別		校長印						
主な活動場所 ()に○印 〔 〕に施設名	学校内	()相談室 ()保健室 ()その他〔 〕					校 長 印					
	学校外	()適応指導教室〔 〕 ()民間施設(フリースクール, 自立支援施設等)〔 〕 ()その他〔 〕										
		小 学 校				中 学 校			現 学 年			
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1学期	2学期	3学期
出席すべき日数												
出席日数												
うち出席扱いにした日数												
欠席日数												
家庭との協力関係に関して		発達障害傾向に関して			ひきこもり状態に関して			児童虐待に関して				
目 標	①						②					
児童生徒の状況と対応	精 神 面 (心理, ストレス等)	身 体 面 (体力, 食欲, 睡眠等)			学 習・進 路 面 (学力, 意欲, 目標等)			人 間 関 係 他 (教員, 友人, 親子等)				
	様 子											
	当 面 の 支 援											
	評 価											
改 善 策												
支 援 チ ーム 員	氏 名 等 (児童生徒との関係)	主○ 副△	役割, 支援担当者と他のチームとの連携等 ※別室登校の場合は主な担当者を明確にする。						現在連携している機関名			
	(学級担任)											
	(学級副担任)								〈保・幼・小, 小・中の連携状況〉			
	(養護教諭)											
	()											

7 令和 年度 いじめ問題による不登校・不登校傾向生徒への個別支援記録

学年・組	3年 1組	生徒名	〇〇 〇〇	性別	女							
不登校となったきっかけ			その他参考事項									
*前の学校でいじめを受けた。 *児童虐待のおそれは無い。 *前学校から不登校であり、本校に転校後2ヶ月ほどは頑張ったが、期末テスト当日から不登校となる。			主な活動場所 () 相談室 () 保健室 () に〇印 () その他 [] [] に施設名 () 適応指導教室 [] () 民間施設等 []									
不登校が継続している理由			・関係機関、保・幼・小・中学校との連携状況 〇〇SSW, 〇〇教育相談員, スクールカウンセラーとの相談等を行っている。さつまルームへの見学を行ったが、それ以降は一度も訪れていない。									
*いじめとの関連は無い。 *児童虐待のおそれも無い。 *進路に対する不安が強く、生活のリズムが崩れ昼夜逆転の状態にあり、なかなか学校に意欲が向かないようである。			<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 記入例 </div>									
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席すべき日数	18	21	23	14	21	22						119
出席日数	14	13	12	4	1	0						44
欠席日数	4	8	11	10	20	22						75
適応指導教室等への通室日数												
別室登校日数(校内)	0	0	3	1	1	0						5
月	日	曜	学校の対応・支援	保護者への対応	本人の様子							
11	1	水	8:30頃こちらから連絡。今日の状態と明日の家庭訪問の実施について連絡。		昼夜逆転しているとのこと							
11	2	木	8:00頃学校に欠席連絡あり。18:00から家庭訪問を行い、以前希望していた〇〇高校を中心に話をしたり、今後について話したりした。	やはり、前の学校で不登校になったことについての話が多く、前を向いて考えようという意欲がないようである。	本人は出てこずに、会えなかった。							
11	6	月	8:30頃こちらから連絡。先週末の家庭訪問時の話を本人に伝えたときの反応を聞いてみた。私の声が聞こえていたらしく、「開陽高校を受けてみようかな」という会話が合ったそうである。	卒業アルバムについてはワイプで対応してほしいとのこと。								
11	7	火	7:30頃欠席連絡あり。在籍しているので卒業アルバムは希望すること。また、夕方あらためて連絡があり、「あと4ヶ月半、本人が学校に行って、卒業式出てほしいので協力をお願いします。」とのこと。	もちろんですと回答した。								
11	8	水	8:50頃欠席連絡あり。本校の〇〇教諭から〇〇高校についての話を聞きたいとの要望があった。	〇〇教諭に伝えておきますと回答し、調整に入った。								
11	9	木	8:50頃欠席連絡あり。私立で入学できそうな所はありませんかとの質問があった。	私立については調べておくと返答し、今日の15:00頃から〇〇教諭が対応できますし、夕方から家庭訪問もできますよと連絡した。	母親が〇〇高校の話を知るかかと伝えたところイライラして話ができない状態だったとのこと。							

7 令和 年度 いじめ問題による不登校・不登校傾向生徒への個別支援記録

学年・組	年 組	生徒名											性別	
不登校となったきっかけ			その他参考事項											
			主な活動場所 () 相談室 () 保健室 () に○印 () その他 [] [] に施設名 () 適応指導教室 [] () 民間施設等 []											
			・関係機関，保・幼・小・中学校との連携状況											
不登校が継続している理由														
			4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席すべき日数														
出席日数														
欠席日数														
適応指導教室等への通室日数														
別室登校日数(学校内)														
月	日	曜	学校の対応・支援					保護者への対応			本人の様子			
			<p style="text-align: center;">※ 月日曜 以外の欄は 罫線ではないので改行しても 罫線幅は動きません。</p>											